

議案第75号

大阪市児童相談所条例の一部を改正する条例案

大阪市児童相談所条例（昭和39年大阪市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(設置等)」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定により設置したセンターのうち、大阪市中央こども相談センターを児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第4条第1項に規定する中央児童相談所に指定する。

別表中

「

大阪市こども相談センター	大阪市中央区 森ノ宮中央1 丁目	北区、都島区、福島区、此花区、 中央区、西区、港区、大正区、 天王寺区、浪速区、西淀川区、 淀川区、東淀川区、東成区、生 野区、旭区、城東区、鶴見区、 住之江区及び西成区の区域
--------------	------------------------	---

」

を

「

大阪市北部こども相談センター	大阪市東淀川 区淡路3丁目	北区、都島区、福島区、西淀川 区、淀川区、東淀川区及び旭区 の区域
----------------	------------------	---

大阪市中央こども相談センター	大阪市中央区 森ノ宮中央1 丁目	此花区、中央区、西区、港区、 大正区、天王寺区、浪速区、東 成区、生野区、城東区、鶴見区、 住之江区及び西成区の区域
----------------	------------------------	---

」

に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 大阪市児童を虐待から守り子育てを支援する条例（平成22年大阪市条例第81号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「昭和39年大阪市条例第35条）第1条」を「昭和39年大阪市条例第35号）第1条第1項」に改める。

令和2年2月21日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

北部こども相談センターを設置し、こども相談センターの名称及び所管区域を改めるとともに、同センターを中央児童相談所に指定するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市児童相談所条例（抄）

(設置)
設置等

第1条 省 略

2 前項の規定により設置したセンターのうち、大阪市中心部こども相談センターを児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第4条第1項に規定する中央児童相談所に指定する。

別表（第1条関係）

名称	位置	所管区域
大阪市北部こども相談センター	大阪市東淀川区淡路3丁目	北区、都島区、福島区、西淀川区、淀川区、東淀川区及び旭区の区域
大阪市こども相談センター 大阪市中央こども相談センター	省 略	<u>北区、都島区、福島区、此花区、中央区、西区、港区、大正区、天王寺区、浪速区、西淀川区、淀川区、東淀川区、東成区、生野区、旭区、城東区、鶴見区、住之江区及び西成区</u> の区域
省 略	省 略	省 略

大阪市児童を虐待から守り子育てを支援する条例（抄）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1)－(4) 省 略

(5) 通告機関 大阪市児童相談所条例（昭和39年大阪市条例第35条）第1条第1項に
第35号

規定するこども相談センター（以下「こども相談センター」という。）及び大阪市保健福祉センター条例（平成15年大阪市条例第7号）第1条第1項に規定する保健福祉センター（以下「保健福祉センター」という。）をいう。